

稲毛海浜公園検見川地区活性化施設整備運営事業  
事業者募集要項

平成25年8月

千葉市都市局公園緑地部緑政課

## 目 次

第1	事業の趣旨	1
第2	事業の概要	1
1	事業名称	
2	事業方式	
3	事業にあたっての基本的事項	
4	事業スケジュール	
5	提案募集区域の概要	
第3	事業提案にあたっての条件	5
1	再整備基本計画に関する条件	
2	整備、維持管理・運営主体に関する条件	
3	敷地の条件	
4	施設の仕様条件	
5	工事等の条件	
6	施設の管理・運営に関する条件	
7	事業期間及び事業評価に関する条件	
8	使用料等の条件	
9	リスク分担	
10	私権の制限	
11	委託の禁止等	
12	原状回復の義務	
13	保証金	
14	事業内容等の変更	
15	事業の中止	
第4	応募者に必要な要件	13
1	応募者の構成	
2	応募者の資格要件	
第5	応募の手続き	13
1	募集等のスケジュール	
2	募集要項の配布	

3	現地説明会の開催	
4	質問の受付・回答	
5	応募の方法	
6	失格事項	
7	その他応募上の注意事項	
第6	事業予定者の選定方法	18
1	選定方法	
2	基礎審査基準	
3	提案審査基準	
4	ヒヤリングの実施	
5	最優秀提案及び事業予定者の決定等	
6	審査結果の通知及び公表	
第7	基本協定等に関する事項	22
1	事業提案の内容修正	
2	基本協定の締結等	
3	設置許可申請の手続き等	
第8	照会窓口(業務担当課)	22
【添付資料】		23

## 用語の定義

事業区域:事業者が設置許可を受けて施設を整備し、維持管理・運営を行う区域、及び事業者が管理許可を受けて施設の維持管理・運営を行う区域をさす。

施設:本件では、建物、工作物、舗装、芝生、植栽等土地に定着するすべての物件をさす。

設置許可:都市公園法第5条に基づき、公園管理者(市)以外の者が公園施設の設置を行うことを公園管理者が許可すること。本件では、事業者が施設を整備し、引き続き維持管理・運営する施設に設置許可を行う。

管理許可:都市公園法第5条に基づき、公園管理者(市)以外の者が公園管理者の設置した公園施設の管理運営を行うことを公園管理者が許可すること。本件では、事業者が施設を整備した後、市に寄付し、その施設を維持管理・運営する場合、及び事業者が設置許可により整備、維持管理・運営する施設の区域の周囲で一体的に維持管理・運営することを希望する施設に管理許可を行う。

占用許可:都市公園法第6条に基づき、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用すること。

事業者:設置許可又は管理許可を受けて、施設の整備、維持管理・運営を行う法人もしくは複数の法人によって構成される連合体をさす。

検見川地区:本件では千葉県美浜区磯辺2丁目70-4の全域及び70-3の一部を指す。

## 第1 事業の趣旨

稲毛海浜公園検見川地区は、稲毛ヨットハーバーの東京側に位置し、前面には首都圏を代表するウインドサーフィンのメッカである人工海浜「検見川の浜」を擁しています。地区内には自転車の貸し出しやウインドサーフィンのボード等の保管を行うサイクリングセンターや芝生広場のほか、シャワーや更衣室などのマリンスポーツの支援施設が整備されています。

しかしながら、現在の施設構成のもとでは、利用者が限定される傾向にあり、滞留者数も低迷していることから、より多くの来園者が集い、賑わうような施設構成とサービス内容に改善していくことが求められています。また、サイクリングセンターは老朽化が著しく進行しており、その対応が喫緊の課題となっています。

検見川地区は、稲毛海浜公園の施設の充実しているヨットハーバー以東の地区と幕張海浜公園をつなぐ位置にあり、3つの人工海浜の中心にもあたることから、当該地区の活性化を図ることは、市北西部の湾岸エリア全体の魅力の向上にも大きく寄与するものであります。

このため、検見川地区の持つポテンシャルを最大限に活かした最良のサービスを提供するため、広く民間企業等から事業提案を求め、民間の資本や豊富な経営ノウハウを活用した施設の整備・運営とあわせて地区の再整備を実施し、事業を推進することとします。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名称

稲毛海浜公園検見川地区活性化施設整備運営事業

### 2 事業方式

本事業の事業者は、「民間資金活用型プロポーザル方式」で選定するものとし、事業者は稲毛海浜公園検見川地区において整備・運営する施設を提案するものとし、また、整備した施設の維持管理・運営にあたっては、市から公園施設の設置許可及び管理許可を受けていただき、使用料を市に納付していただきます。なお、設置許可施設の維持管理・運営及び管理許可施設の維持管理(消費税及び特別地方相当額を含む費用が50万円以上の大規模修繕を除く)・運営にともなう費用及び収益はすべて事業者に帰属します。

### 3 事業にあたっての基本的事項

#### (1) 検見川地区再整備基本計画の提案

提案にあたっては、検見川地区全体のコンセプトを定め、再整備基本計画として、再整備基本計画平面図を策定していただきます。

再整備基本計画(平面図)には、下記の①～④の施設を必ず配置し、「⑤その他事業者提案施設」も配置することができます。

#### ① レストラン

- ② スポーツ支援施設
- ③ 軽飲食施設
- ④ 園地施設
- ⑤ その他事業者提案施設

## (2) 施設等の事業提案

事業者は、検見川地区再整備基本計画(平面図)で示した施設において、事業者自ら整備する施設に限り提案することができます。

提案していただく施設は、必ず提案に含める施設(以下、「事業者必須提案施設」という。)と任意に提案できる施設(以下、「事業者任意提案施設」という。)に区分します。

### 1) 事業者必須提案施設

事業者は、①レストランを必ず提案に含めるものとします。レストランの整備、維持管理・運営は事業者の負担とします。

### 2) 事業者任意提案施設

事業者は、②スポーツ支援施設、③軽飲食施設、④園地施設、⑤その他事業者提案施設を、事業者自ら整備するものに限り、任意で提案することができます。

維持管理・運営については、事業者が行うことその他、施設を市に寄付した後に事業者または市で行うことも提案することができます。

**事業者任意提案施設を提案に含めた場合は、審査における加点の対象とします。**

## ○「⑤その他事業者提案施設」について

上記②～④の施設以外に、事業者は事業者の費用負担で整備する施設を提案できるものとします。ただし、都市公園法に定める都市公園施設以外のものは提案することはできません。また、当該地の用途地域が第二種中高層住居専用地域であることから、建築基準法第48条第4項の規定により、建築してはならない建築物は提案できません。

提案にあたっては、稲毛海浜公園検見川地区の活性化に資することはもとより、稲毛海浜公園と県立幕張海浜公園、3つの人工海浜の連携も視野に入れた施設であることが期待されます。

その他事業者提案施設は、事業者が整備した後、有料施設及び物販施設以外の施設については、市に寄付することもできます。また、寄付した施設については、市の許可を得て事業者が維持管理・運営することもできます。

事業者提案施設の例として次のような施設の整備・運営を挙げることができます。また、これ以外にも地域の名所となるような施設の提案も期待されます。

- ①運動施設: フィットネススタジオ、ボルダリング場、スケートボード場
- ②教養施設: ホール・集会所・講習室(イベントやコンサート、カルチャー教室の開催)
- ③便益施設: 飲食施設(オープンカフェ、ファストフード、コーヒーショップ、キッチンカー)、売店、  
四阿、トイレ、水飲み、駐車場

事業者必須提案施設のレストランと競合しないサービス内容のレストランを提案することも

できます。

- ④休養施設:バーベキュー場、ベンチ
- ⑤遊戯施設:電気式ゴーカート、ミニトレイン、セグウェイ
- ⑥修景施設:バラ園
- ⑦園路及び広場:ウッドデッキ、芝生広場

※これらは例示であり、応募者の自由な提案を妨げるものではありません。また、これらの例示施設を提案に含めなかったことにより審査において減点になることはありません。

### (3) 既存のサイクリングセンターの取扱い

既存のサイクリングセンターは、改築・改修又は撤去(基礎杭は残置)のいずれかを選択することとし、貸自転車事業及びウインドサーフィンボード保管事業は、改築・改修又は施設の新築により継続するものとします。

提案された検見川地区再整備基本計画の中で、既存のサイクリングセンターが現在の位置に存置しても支障がない場合、または事業者任意提案施設の中にスポーツ支援施設の提案がない場合は、既存のサイクリングセンターについて改築・改修又は撤去(基礎杭は存置)のいずれかの対応を市が選択します。

既存のサイクリングセンター建築面積:904.77㎡

### (4) 公園施設設置許可・管理許可

事業者の維持管理・運営する施設は、以下の分類により、公園施設の設置許可又は管理許可を受けるものとします。また、設置許可又は管理許可を受けるにあたっては使用料が発生します。

設置許可	事業者の負担で整備し、完成後、事業者が維持管理・運営する施設が対象。
管理許可	事業者の負担で整備し、完成後、市に寄付したうえで、事業者が維持管理・運営する施設が対象。 事業者の負担で整備した区域外の周辺施設を一体的に維持管理・運営する場合は同じく対象。

※ここでいう施設には、防災無線施設等の占用物件は含まれません。

### (5) 事業者の施設整備、維持管理・運営に係る費用負担

事業者必須提案施設及び事業者任意提案施設(以下、「事業者提案施設」という。)の撤去・整備に係る費用負担については、事業者による負担となります。なお、スポーツ支援施設などの事業者任意提案施設の事業提案がない場合は、市の費用負担により整備します。

事業者の施設整備、維持管理・運営に係る費用負担は、以下とおりです。

#### ①設置許可施設に係る事業者の負担

- ・事業実施に際しての保証金及び許可受け期間中の設置許可使用料。
- ・施設の整備に係る測量・地質調査・設計費用。
- ・建築物の建築確認申請等に要する費用。
- ・液状化対策費用。(その必要がある場合)
- ・施設の整備費用及び既存施設の撤去費用のうち、市の負担分以外の全て。

- ・業務に使用する設備機器及び什器等の備品・消耗品の調達に要する費用。
- ・施設の維持管理・修繕業務、運営等の費用。
- ・施設運営期間終了時の、施設の解体・撤去等原状回復に係る費用。

#### ②管理許可施設に係る事業者の負担

- ・許可受け期間中の管理許可使用料。
- ・業務に使用する設備機器及び什器等の備品・消耗品の調達に要する費用。
- ・施設の維持管理・修繕業務、運営等の費用。ただし、50万円を超える修繕業務は市が費用負担することとなります。

#### ③市に寄付する施設に係る事業者の負担

- ・施設の整備に係る測量・地質調査・設計費用。
- ・建築物の建築確認申請等に要する費用。
- ・液状化対策費用。(その必要がある場合)
- ・施設の整備費用及び既存施設の撤去費用のうち、市の負担分以外の全て。

#### (6) 施設の所有権等

事業者が整備する施設については、市に寄付するものを除き事業者の所有となります。事業者が所有する建築物については、固定資産税及び都市計画税の課税対象となります。ただし、事業者がサイクリングセンターを含む既存の施設を一部改築又は改修した場合(全面建替え以外の場合)は、引き続き市が所有することになります。

また、事業者は、市に寄付する施設について、抵当権、担保権の設定その他一切の権利の処分を行うことはできません。

#### 4 事業スケジュール

募集要項の公表	平成25年 8月 9日
応募書類の受付	平成25年10月28日～11月11日
事業予定者選定・公表	平成25年12月
基本協定締結	平成26年 1月
事業者による設計、施設整備、供用開始	
※平成27年度のできるだけ早期に供用開始できるよう努力してください。	

#### 5 提案募集区域の概要

名 称: 稲毛海浜公園検見川地区

所 在 地: 千葉市美浜区磯辺2丁目70-4の全部及び70-3の一部

区域面積: 約3.2ha

用途地域: 第二種中高層住居専用地域、第一種高度地区(31m)

建築可能面積: 本事業により検見川地区に追加できる建築面積は2,000㎡を上限とします。

ただし、既存の建築物の撤去を行った場合、相当面積は追加可能建築面積に上乗せできません。また、1建築物あたりの延べ床面積は1,500㎡を超えることができません。なお、



追加可能建築面積の範囲内であれば複数の建築物を設置することが可能です。

土地所有者:千葉市

都市公園種別及び面積:総合公園 830,916㎡

### 第3 事業提案にあたっての条件

#### 1 再整備基本計画に関する条件

検見川地区全体のコンセプトを定め、再整備基本計画として、基本計画平面図を作成していただきます。

市道千葉臨海線(海浜大通り)側に新たに検見川地区への入口を設けることは可能ですが、交差点は設置できませんので進入退出とも東京方面のみとなります。この場合、歩道の切下げ幅は原則6mとします。また、進入と退出を分離する場合は、切下げ幅以上の間隔を空けてください。

稲毛海浜公園検見川地区の活性化及び市北西部湾岸エリアの魅力の向上について十分配慮した計画としてください。

#### 2 整備、維持管理・運営主体に関する条件

事業者提案施設の整備、維持管理・運営の主体は次のとおりとし、主体となった者が費用を負担することになります。

提 案	施設名	整備主体	維持管理・運営主体
必 須	レストラン	事業者	事業者
任 意	スポーツ支援施設	事業者	次のいずれかを選択 ①事業者(事業者所有、設置許可) ②事業者(市に寄付し、管理許可) ③市(市に寄付)
	軽飲食施設		
	園地施設の再整備		
	その他事業者提案施設	事業者	1 有料施設及び物販施設の場合は、事業者 2 上記1以外の施設の場合は、次のいずれかを選択 ①事業者(事業者所有、設置許可) ②事業者(市に寄付し、管理許可) ③市(市に寄付)

※ 事業者任意提案施設であるスポーツ支援施設、園地施設の事業提案がない場合は、市の費用負担により整備します。各施設の整備水準については、市がイニシャルコストやランニ

ングコストを考慮した設計・整備・運営を実施するので、事業者提案施設と整備水準に落差があった場合でも、市に補償や損害賠償を請求することはできません。

### 3 敷地の条件

- (1) 事業区域においては、既存樹木を伐採し計画することができます。なお、事業者が定めた地区のコンセプトに沿った植栽計画としてください。
- (2) 事業区域内で土地の造成を計画する場合は、場外搬出が無いようにしてください。
- (3) 稲毛海浜公園検見川地区と検見川の浜の間に配置されている袖ヶ浦第1緑地(海岸保全区域)についても事業区域として提案することは可能ですが、防潮堤沿いの管理用通路については、線形を変えたり、幅員を狭めることはできません。なお、海岸保全区域を施工する場合は海岸管理者(千葉県知事)の許可を受ける必要があります。
- (4) 給水は、検見川地区内に口径 50mm 管の引き込みがありますが、給水のすべてを事業者が利用できるわけではありませんので、新たな施設整備を行った場合、受水槽を設ける必要があります。設置許可施設に係る受水槽については、事業者の負担となります。
- (5) 雨水排水・汚水排水は、検見川地区内に既設管がありますが、施設の配置計画によっては排水ポンプを設置する必要があります。なお、設置許可施設に係る排水ポンプについては、事業者の負担となります。
- (6) 電気については、既存の施設が老朽化しているため今回の再整備事業のために新たに事業区域への設備構築をする必要があります。具体的な設備内容は、本事業の施設計画によりしますので、事業者と市で協議して決定することになります。費用負担は原則として市となりますが、設置許可施設付近での設備構築において事業者負担が発生する可能性があります。
- (7) ガスについては、検見川地区には都市ガスの供給がありませんので、プロパンガスの利用となります。
- (8) 検見川地区は東日本大震災で液状化現象による大きな被害は出ませんでした。事業者が液状化対策を必要と判断した場合は、事業者の負担で対応してください。ただし、事業期間終了時の原状回復の際に、植栽可能な土壌となっていなければなりません。
- (9) 稲毛海浜公園、袖ヶ浦第1緑地、及び検見川の浜の区域内では、施設の整備や維持管理・修繕のため、建設機械等を用いた作業を実施することがあります。

### 4 施設の仕様条件

#### (1) 共通事項

- ①本事業で整備する施設は、建築基準法やその他関係法令等及び「設計・整備に関する業務要求水準書」(資料5)に適合する建築物等としてください。
- ②本事業で整備する施設は、都市公園法第2条第2項及び同施行令第5条各号に則した施設で、事業区域内の園地の活用も含めて、都市公園の利用や機能に支障を及ぼさないものとしてください。
- ③本事業で整備する施設等の外観は、地区の特性を生かして魅力と価値を高めるものとし、周

囲の景観とも調和したものとしてください。案内サインや看板等については、千葉市屋外広告物条例を順守してください。

- ④建築物は、地下階を有しない1階もしくは2階建として下さい。但し、建築物の主要構造部、棟数に制約はありません。
- ⑤施設の整備はバリアフリーに十分配慮し、施設利用者が安全かつ快適に利用できるように計画してください。
- ⑥施設は、省エネルギー、ライフサイクルコスト、地球温暖化対策などの環境面へも配慮した計画としてください。

(2) レストラン(事業者必須提案)

次の機能及び規模を有することとします。

- ・東京湾の眺望に優れたデザイン、レイアウトとすること。
- ・飲食の提供に相応しいデザイン、レイアウトとすること。
- ・客席数は100席程度もしくはそれ以上が望ましい。

(3) スポーツ支援施設(事業者任意提案)

次の機能及び規模を有することとします。

有料温水シャワー	男5基、女5基
更衣室	男女各25㎡程度、洗面台男女各3面 有料ロッカー: 男20個、女20個
トイレ	男性用大便器2台・小便器3台、女性用3台、 多目的トイレ1か所 洗面台男2面、女3面 ※大便器はすべて洋式とすること。
救護室	20㎡程度
ボランティア控室	20㎡程度
ウィンドサーフィンボード 保管庫	110艇分(マスト含む)、有効高6m ※レスキュー艇保管スペース(2m×5m程度)含む
利用案内・スポーツ教 室・レンタル受付所	20㎡程度
物販等のコーナー	20㎡程度
高圧受変電設備収納室	20㎡以上
倉庫(マリンスポーツ支 援事業用)	10㎡程度
自転車貸出受付所	30㎡程度
自転車倉庫	100台分 ※ラック使用でも可
整備スペース	130㎡以上
倉庫(自転車貸出事業用)	10㎡程度

※ スポーツ支援施設については、スポーツ支援機能と自転車貸出機能を分離させ、独立した施設として提案することも可能です。

例) 自転車貸出施設のみを提案

(4) 軽飲食施設(事業者任意提案)

次の機能及び規模を有することとします。

- ・施設の全体または大半の区域(客席)が、水着やウエットスーツのまま利用できること。
- ・レストランに併設するオープンカフェとして提案することも可能です。
- ・キッチンカーを利用するものとして提案することも可能です。
- ・座席数は40席程度もしくはそれ以上が望ましい。

(5) その他事業者提案施設(事業者任意提案)

共通事項以外の条件はありません。

(6) 園地施設の再整備(事業者任意提案)

レストラン、スポーツ支援施設、軽飲食施設及びその他事業者提案施設のレイアウト等を考慮し、機能面や修景面などに配慮した園路・広場や植栽など、稲毛海浜公園検見川地区の園地施設の再整備について提案することとします。

## 5 工事等の条件

- (1) 事業者による施設撤去・整備に伴う、事業の計画、設計、工事、及びそれらに付随する届出、管理等、一切の業務は、事業者の責任及び負担で行ってください。
- (2) 工事や工事車両の通行には市の許可が必要です。工事車両の搬入経路を含む全工事区域では、公園利用者の安全には細心の注意を払い、市の指導の下、適切な措置を講じてください。公園内への工事車両の進入路の確保及び園内の通行は、市との協議により決定します。また、工事による占用範囲は最小限とし、市との協議により決定してください。
- (3) 既存の公園施設等を撤去等する場合は、事前に市と協議をしてください。万一、誤って既存の公園施設等を破損または撤去した場合は市の指示に従い、事業者にて原状回復していただきます。
- (4) コンクリート塊等の地中障害物が発見された場合は、その撤去、及び処分については市と協議のうえ、事業者の負担で処分してください。
- (5) 基本協定締結後、設計及び工事に関して、定期的に事業者と本市にて調整及び連絡するための会議等を開催します。

## 6 施設の管理・運営に関する条件

事業者は、提案内容等に基づき設置許可・管理許可施設を自主的に維持管理・運営するものとします。事業者は、施設を自ら使用する他、市と協議した上で、承諾を得た場合は、部分的に賃貸することができるものとします。

(1) レストラン(事業者必須提案)

- ・関係法令等を遵守してください。また事業に必要な行政協議等は事業者が自ら行うこととしま

す。

- ・営業日は通年としますが、定休日を設ける場合は、土曜日、日曜日及び休日以外の日としてください。また、営業時間は午前11時から午後8時までを最小限として提案してください。さらに、季節や休日等による営業時間の弾力的運用を想定している場合は、本提案に含めてください。ただし、実際の運営にあたっては市との協議が必要となります。
- ・設置許可区域内又は周辺の敷地の管理許可を受けた場合は、建築物を設置しない部分について、屋外席等として利用することができます。ただし、利用する時間帯や管理方法等については、市との協議が必要となります。
- ・チェーン店として運営することも提案できます。
- ・提供する飲食物の価格設定に関しての上限は設けませんが、広く公園利用者に受け入れられるサービス内容(メニュー含む)、料金設定としてください。

#### (2) スポーツ支援施設(事業者任意提案)

- ・通年営業を原則とし、定休日を設けることはできません。
- ・営業時間は、午前9時から午後5時まで(7月・8月の土・日・祝祭日は、午後6時)までを最小限として提案してください。ただし実際の運営にあたっては市との協議が必要となります。
- ・施設の運営にあたって、検見川の浜を自主的に管理してきた既存団体や関係者との連携を図っていただきます。
- ・貸自転車の台数は、100台程度とします。また、これ以外に変わり種自転車を配置することもできますが、その場合、倉庫内に所要の保管スペースを確保して提案してください。
- ・貸自転車の調達方法・保有形態についても提案に含めてください。
- ・利用料金は、利用しやすい価格で設定してください。

※市が維持管理・運営する施設とした場合は、提案不要です。

#### (3) 軽飲食施設(事業者任意提案)

- ・営業日は、土曜日、日曜日及び休日を最小限として提案してください。
- ・利用料金は、利用しやすい金額で設定してください。
- ・レストランに併設するオープンカフェとして提案することも可能です。
- ・施設の全体または大半の区域(客席)が、水着やウエットスーツのまま利用できるようにしてください。
- ・チェーン店として運営することも提案できます。

※市が維持管理・運営する施設とした場合は、提案不要です。

#### (4) その他事業者提案施設(事業者任意提案)

- ・できるだけ多くの公園利用者が利用できるように維持管理・運営してください。
- ・料金を徴収する場合は、社会通念上適当と認められる金額で設定してください。

#### (5) 園地施設(事業者任意提案)

- ・公園利用者が安全で快適に利用できる水準の維持管理内容としてください。

※市が維持管理・運営する施設とした場合は、提案不要です。

#### (6) ソフト事業

・稲毛海浜公園の賑わい創出を目的としたイベント等のソフト事業については、検見川地区を対象とし、定期開催・不定期開催にかかわらず、積極的に提案してください。この場合、開催時期・回数やターゲット、料金設定等について具体的に提案してください。

## 7 事業期間及び事業評価等に関する条件

### (1) 事業期間

事業期間は、協定締結の日から原状復旧が完了するまでとし、事業者には工事着手前に、設置許可を受けていただきます。許可の期間は、当初は10年間、その後は3年ごとの更新とし、最長22年間まで継続することが可能です。また、管理許可とする施設については、許可の期間は、原則3年ごとの更新とし、設置許可期間中は継続することが可能です。ただし、設置許可、管理許可ともに、更新時に市が実施する事業評価で支障があると判断された場合は、更新することはできません。

設置許可及び管理許可が取り消された場合、設置許可及び管理許可を更新しない場合、事業を途中で中止する場合の事業期間の終了日は、市が定め、別途、事業者に通知します。

都市公園法その他法令等の規定やその変更により、市が許可を更新しない場合でも、事業者は市に補償や損害賠償を請求することはできません。

### (2) 事業評価

事業評価は、当初は5年後、その後は許可期間満了前に事業評価を実施させていただきます。

事業評価の項目は以下のものを予定しています。

- ①事業提案書や事業計画書の事業趣旨に沿った事業内容が展開されていたか。
- ②基本協定の締結内容に則した事業内容が展開されていたか。
- ③施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
- ④公園施設を破損することがなかったか。
- ⑤公園利用者の通行、騒音、臭気等に十分配慮されていたか。
- ⑥営業に伴う車両通行等について適切に行われていたか。
- ⑦ごみ、資材等の処分、片づけが適切に行われていたか。
- ⑧その他、稲毛海浜公園の魅力向上に貢献していたか。

### (3) 年次事業報告

事業者は、事業期間中の事業評価実施年以外の年の年度末には必ず、収支決算見込み等の事業報告を市に提出することとします。

## 8 使用料等の条件

(1) 事業者には設置・管理する施設の内容に応じて公園使用料を納入いただきます。単価は千葉市都市公園条例(以下、「市公園条例」という。)等で規定する単価を適用します。

提案の際には、用途毎の面積内訳を明らかにしてください。ただし、面積については、設置許可又は管理許可を行う際に市が確認し決定します。また、その年度にかかる使用料は一括して事

前に納入していただくこととなります。

ただし、事業者決定後、許可された施設の供用開始までの間の許可使用料は徴収しません。

(2) 設置許可又は管理許可施設にかかる公園使用料は、次のとおりとし、事業提案と合わせた使用料の提案をしていただきます。

①設置許可

・収益施設(レストラン、売店等) 月額320円/㎡以上

・非収益施設 月額10円/㎡以上

②管理許可

・収益施設(レストラン、売店等) 月額510円/㎡

・非収益施設 月額14円/㎡

※非収益施設の例示:利用案内施設、休養施設等

なお、上記に示す適用区分については、市が事業提案書及び事業計画書に応じて判断します。

(3) 事業者が、工事などで敷地を占有使用する際には、最小限の区域とし、稲毛海浜公園検見川地区内としてください。

やむを得ず、稲毛海浜公園検見川地区以外の公園敷地を占有使用しなければならない場合は、占有許可を受ける必要があり、占有料をお支払いいただくこととなります。

・工事区域占有料 月額2,400円/㎡

※占有料は現時点での単価であり、今後、条例が改正された場合、本要項の記載内容にかかわらず、条例等に定める占有料が適用されます。

(4) 施設整備にあたり、事業者の設置する地中埋設管等占有の種類に応じて、市公園条例で定める占有料が必要となる場合があります。

(5) 次の項目に該当すると市が認める場合、当該施設については公園使用料の徴収の対象外となります。

①公園利用者等が無料で自由に利用でき、かつ、本来の公園機能の効果を発揮すると市が判断する施設

②事業計画書に基づく事業実施のための事業区域周辺地の使用。ただし、収益性のあるイベント及びテラス席等の固定物の設置を除く。

(6) 事業者の責めに帰すべき事由により、施設が開業されない場合又は事業が途中で中止となった場合は、許可を取り消すとともに、徴収した公園使用料は返還しません。

## 9 リスク分担

### (1) 責任及びリスク分担の考え方

本事業における責任及びリスク分担の考え方は、事業者が実施する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

## (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」及び基本協定書によることとし、応募にあたっては、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。リスク分担表及び基本協定書に示されていない事項については、双方の協議により定めることとします。

## 10 私権の制限

事業者は事業区域の敷地について借地権その他いかなる権利も市に対して主張できません。

## 11 委託の禁止等

事業者は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。事業者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって市へ申請し、承諾を得なければなりません。また、市の許可を得て、本事業の一部を第三者に委託する場合、事業者の責任において、当該委託先に基本協定書の規定を遵守させてください。

## 12 原状回復の義務

事業者は、営業期間終了後(管理許可等を取消した場合または更新しない場合、事業者が事業を途中で中止する場合を含む)、6か月以内に、事業区域(市に寄付する施設を除く)及び事業者の責により汚損もしくは破損した部分を、速やかに原状回復するとともに、市の立会いのもとで市に返還していただきます。ただし、市が事前に原状回復を必要ないと認めた場合は、この限りではありません。

## 13 保証金

事業者には、事業に先立ち保証金を市に預託していただきます。保証金は、整備施設の解体に必要な額とし、市と事業者の協議により決定します。保証金は、許可期間終了にともない、土地の返還が完了した後に、預託した保証金から、市に対する未払い債務等を差し引いた金額を返還することとします。ただし、保証金に利子は付しません。

## 14 事業内容等の変更

事業計画書の内容を変更する必要がある場合は、事業者は相当の期間を設けて市と協議を行った上で、市の承諾を得て事業の内容を変更することができます。また、構成員を脱退もしくは追加する場合は、事前に市の承諾を得る必要があります。

## 15 事業の中止

事業提案書、事業計画書や市と締結した協定書の内容に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、事業を中止していただくことがあります。



## 第4 応募者に必要な要件

### 1 応募者の構成

応募できる者は、法人または複数の法人によって構成される連合体(以下「連合体」という。)とし、個人での応募はできません。

単独法人で応募した場合は、連合体の構成員になることはできません。また、連合体の構成員は複数の連合体の構成員になることはできません。

連合体で応募する場合は、代表する法人を定め、当該法人に連合体を代表して応募手続きを行っていただきます。

### 2 応募者の資格要件

応募者又は連合体の構成員が以下のいずれにも該当しないこと。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ②直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がある者
- ③千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項及び千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領第2条第1項に基づく指名停止期間中である者
- ④千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件該当者
- ⑤破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者(但し、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定を受けた後に審査を受けて入札参加資格を有する者を除く。)
- ⑥手形交換所による取引停止処分を受けている者
- ⑦地方自治法第244条の2第11項の規定により、千葉市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者(指定管理者の指定取り消し)
- ⑧応募者又は連合体の構成員の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
  - ・破産者で復権を得ない者
  - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ・公務員で懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者がある者

## 第5 応募の手続き

### 1 募集等のスケジュール

募集要項の公表 平成25年8月9日

現地説明会の実施	平成25年8月19日
質問の受付	平成25年8月19日から平成25年9月30日まで
質問への回答	平成25年8月23日から平成25年10月4日まで
応募書類の受付	平成25年10月28日から平成25年11月11日まで
事業予定者の選定・公表	平成25年12月下旬を予定
基本協定の締結	平成26年1月を予定

## 2 募集要項の配布

### (1) 配布開始

平成25年8月9日から

### (2) 配布方法

千葉市緑政課ホームページからダウンロードしてください。

URL: <http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/ryokusei/index.html>

## 3 現地説明会の開催

本件に関して、応募意向がある事業者のうち希望者に対し、現地説明会を実施します。

現地説明会にご参加いただかなくても事業者募集にご応募いただくことはできます。また、不参加であったことにより審査において不利になることはありません。

### (1) 開催日時・場所

日時:平成25年8月19日 午後2時～午後3時30分

場所:稲毛ヨットハーバー 2階 会議室(現地説明及び机上説明)

住所:千葉市美浜区磯辺2丁目8-1

### (2) 参加申込方法

平成25年8月15日 午後5時までに、現地説明会参加申込書(様式1)に記入の上、千葉市緑政課まで電子メールにより提出してください。また、着信確認のため、電子メールの送信後、必ず電話連絡をお願いします。(連絡先は「第8 照会窓口(業務担当課)」を参照)

※件名に「稲毛海浜公園検見川地区活性化施設整備運営事業者募集」と記載してください。

## 4 質問の受付・回答

### (1) 質問の提出方法

質問書(様式2)により作成し、千葉市緑政課まで電子メールにより提出してください。また、着信確認のため、電子メールの送信後、必ず電話連絡をお願いします。(連絡先は「第8 照会窓口(業務担当課)」を参照)

### (2) 質問受付期間

平成25年8月19日から平成25年9月30日 午後5時まで

### (3) 回答方法

平成25年8月23日から平成25年10月4日 原則として、質問をいただいた翌日から4開庁日以内に千葉市緑政課ホームページで回答を掲載します。

## 5 応募の方法

### (1) 受付期間及び時間

期間：平成25年10月28日から平成25年11月11日まで

時間：月曜日から金曜日（休日を除く）の午前9時～午後5時

### (2) 提出先及び提出方法

提出先：千葉市緑政課（「第8 照会窓口（業務担当課）」を参照）

提出方法：事前に電話連絡のうえ持参してください。（郵送等不可）

### (3) 必要書類及び提出部数

応募に必要な提出書類の様式は、以下の表に示す「A 応募登録書類」、「B 事業提案書類」を参照してください。

#### 【A 応募登録書類】

提出部数：2部（正本1部、写し1部、ただし④は正本なし、写し2部）

名 称	様 式	内 容
①応募登録書表紙	様式4-1	
②応募登録申込書	様式4-2、または-3	
③誓約書	様式4-4、または-5	
④連合体協定書 ※1	様式4-6	
⑤委任状（代表者） ※1	様式4-7	
⑥委任状（代理人）	様式4-8	
⑦事業者状況調書 ※2	様式5	
⑧経理状況調書 ※2	様式6	
⑨申込添付資料 ※2		
ア 会社定款	様式自由	
イ 商業登記簿謄本及び代表者の印鑑証明書		直近1か月以内のもの
ウ 会社概要書	様式自由	
エ 営業報告書	関係法令に定める様式	直近3事業年度分
オ 会社法に定める計算書類とキャッシュフロー計算書 ※3	関係法令に定める様式	直近3事業年度分
カ 法人税申告書	関係法令に定める様式	直近3事業年度分

キ 納税証明書の写し(法人税、消費税及び特別地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税)		直近3事業年度分
ク 資力・信用力等資格確認書	様式7	直近3事業年度分
⑩事業実績調書	様式自由	本事業と同種及び類似事業の実績

※1 連合体で申し込む場合のみ提出してください。

※2 連合体で申し込む場合、すべての構成員について⑦から⑨(ア～キ)までを提出してください。

※3 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表。

### 【B 事業提案書類】

提出部数:10部

A3横ファイル(左側に2穴)に下記書類を綴ってください。併せて、データ(データ形式は、エクセル、ワード及びPDFデータとします)を保存した CD-R を1部提出してください。

記載にあたっては、本募集要項の「第3 事業提案にあたっての条件」を満たしていることを確認できるように漏れのないように記載してください。

名 称	様 式	内 容
①事業提案書表紙	様式自由	
②目次	様式自由	
③事業コンセプト	様式自由	検見川地区再整備事業の全体コンセプト(提案趣旨・空間構成及びデザイン、機能構成、運営計画、配慮した事項)を文章、図面、イラスト、写真等で説明すること
④再整備基本計画平面図	様式自由	事業者必須提案施設、事業者任意提案施設、既存施設、園地、植栽等を含めた検見川地区全体の平面図を作成すること。
⑤再整備基本計画平面図説明書	様式自由	文章、図面、イラスト、写真等で説明すること
⑥事業者提案施設の諸元及び平面図・立面図	様式自由	諸元は、施設の規模・構造・外装・内装仕上げ・席数・収納数等を記載すること。 平面図には室名、主要室面積(単位:m <sup>2</sup> )、主要な寸法等を記入すること
⑦事業者提案施設のイメージパース	様式自由	事業者が整備する全ての建築物・工作物について作成すること

		施設ごとに、外観、内観各1カット以上
⑧運営計画書	様式自由	設置許可施設・管理許可施設に関して以下の各項目について具体的に提案内容を示すこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の構成及び配置の考え方</li> <li>・運営の概要（事業内容、運営形態、飲食・物販のメニュー、イベント内容等）</li> <li>・時間帯ごとの展開（営業形態、営業時間、定休日等）</li> <li>・維持管理の方法、考え方</li> <li>・その他提案事項</li> </ul>
⑨業務実施上の工夫	様式自由	以下の各項目について記載すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営上のリスクに対するの備え</li> <li>・その他提案事項</li> </ul>
⑩業務実施体制	様式自由	以下の各項目について記載すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者及び人員計画</li> <li>・連合体の場合、各法人の役割分担と責任範囲</li> <li>・その他提案事項</li> </ul>
⑪経費内訳書	様式8	事業者と市の撤去費、施設整備費、維持管理・運営費の内訳
⑫資金計画書	様式9	資金調達、使途、借入先内訳及び返済方式
⑬収支計画書	様式10	事業収支計画書、累計キャッシュフロー等
⑭公園使用料提案書	様式11	設置許可、管理許可使用料

## 6 失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とさせていただきます。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- ④選定の手続きにおいて不正な行為があったと市が認めた場合
- ⑤申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑦その他不正行為があった場合

## 7 その他応募上の注意事項

### ①複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができません。

### ②接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

③応募内容の変更禁止等

提出された書類の内容変更、差し替えもしくは再提出を行うことはできません。

④応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

⑤応募の辞退

応募書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式3)を提出してください。

⑥使用言語等

応募書類、質問等の言語は日本語とします。また、単位はメートル法を使用してください。通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とします。

⑦費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

⑧提出書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表など市が必要と認める場合には、市は応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

⑨特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとします。

⑩情報公開

応募書類は、千葉市情報公開条例の定めるところにより公開される場合があります。

## 第6 事業予定者の選定方法

### 1 選定方法

事業予定者の決定は、市が設置する千葉市公園等活用事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)の審査及び評価の結果を踏まえて千葉市が決定します。選定委員会では、応募者から提出された応募書類について、まず基礎審査として財務内容等の審査及び評価を行います。

基礎審査は「2 基礎審査基準」に示す基準に基づき行い、基準を満たさないと判断された応募者は、この時点で失格となります。

次に、基礎審査における基準を満たした応募者について、提案審査を行い、必要に応じてヒヤリングを実施します。

提案審査の採点は100点満点(事業者任意提案施設の提案が含まれる場合は、提案施設の内容に応じ、最大200点満点)で行い、審査は「3 提案審査基準」に示す基準に基づき、総合的

な観点から行います。

なお、評価が同点の場合は公園使用料の総額の提案額が高い方を上位とします。

選定委員会での審査及び評価の結果を踏まえて千葉市において事業予定者を決定します。

## 2 基礎審査基準

(1)基礎審査の基準は以下のとおりとします。

審査項目	財産指標	基準
信用力	経常利益	事業年度3期連続でマイナスになっていないこと
	自己資本金額	事業年度最近期の値が債務超過になっていないこと
資力	営業キャッシュフロー規模	事業年度3期連続でマイナスになっていないこと
	総キャッシュフロー規模	事業年度3期連続でマイナスになっていないこと
債務返済能力	利払能力 ※1	事業年度最近期の値が 100%未満となっていないこと
	有利子負債比率 ※2	事業年度最近期の値が 100%以上となっていないこと

※1 (営業利益+受取利息及び配当金)÷支払利息及び割引料

※2 有利子負債÷総資産

(2)基礎審査評価表 評価様式A

## 3 提案審査基準

(1)事業提案を審査する基準は以下のとおりとします。

審査項目	審査の視点
<b>1 事業コンセプト</b>	<b>【配点:10点】</b>
(1) 全体コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的を理解した計画となっているか。</li> <li>・検見川地区の持つポテンシャルを活かした計画となっているか。</li> <li>・来園者サービスの向上に資する計画となっているか。</li> <li>・集客性の向上につながる計画となっているか。</li> <li>・海辺(稲毛～幕張)の活性化に寄与する計画となっているか。</li> </ul>
<b>2 基本計画</b>	<b>【配点:20点】(事業者任意提案施設がある場合は最大で【配点:75点】)</b>
(1) 全体計画 ・全体平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区として調和のとれた景観となっているか。</li> <li>・検見川の浜との一体的活用を意識した計画となっているか。</li> <li>・各施設のレイアウトは機能的で利用しやすい状況にあるか。</li> </ul>

<p>(2) 施設計画(事業者必須提案施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸元</li> <li>・平面図・立面図</li> <li>・イメージパース</li> </ul> <p>【レストラン】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令による規定を順守しているか。</li> <li>・稲毛海浜公園の魅力を増進するような施設計画となっているか。</li> <li>・バリアフリー対応を含め、安全な利用動線が確保されているか。</li> <li>・東京湾の眺望に配慮した計画となっているか。</li> </ul>
<p>(3) 施設計画(事業者任意提案施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸元</li> <li>・平面図・立面図</li> <li>・イメージパース</li> </ul> <p>【スポーツ支援施設】</p> <p>【軽飲食施設】</p> <p>【園地施設】</p> <p>【その他事業者提案施設】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令による規定を順守しているか。</li> <li>・稲毛海浜公園の魅力を増進するような施設計画となっているか。</li> <li>・バリアフリー対応を含め、安全な利用動線が確保されているか。</li> <li>・スポーツ支援施設内は、機能的なレイアウトになっているか。</li> <li>・軽飲食施設は、機能的なレイアウトになっているか。</li> <li>・園地施設は、機能的なレイアウトになっているか。</li> <li>・その他事業者提案施設は機能的なレイアウト、魅力的な意匠になっているか。</li> </ul>
<p>3 事業者の運営計画 【配点:15点】(事業者任意提案施設がある場合は最大で【配点:60点】)</p>	
<p>運営計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能、配置の考え方</li> <li>・施設の概要(事業内容含む)</li> <li>・時間帯ごとの展開(営業形態、営業時間、定休日等)</li> </ul> <p>【レストラン】</p> <p>【スポーツ支援施設】</p> <p>【軽飲食施設】</p> <p>【園地施設】</p> <p>【その他事業者提案施設】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園施設に相応しい運営(営業)形態となっているか。</li> <li>・利用形態に配慮した構成、配置になっているか。</li> <li>・利用者が満足できる魅力ある運営計画となっているか。</li> <li>・広く公園利用者に受け入れられるサービス内容(メニュー含む)・料金設定となっているか。</li> <li>・検見川の浜を自主的に管理してきた団体や関係者との連携が図られる計画となっているか。</li> <li>・園地の維持管理面積について評価する。</li> <li>・賑わいを創出するイベントの提案があるか。</li> <li>・創意工夫がみられるか。</li> </ul>
<p>4 事業者の業務実施計画 【配点:25点】</p>	
<p>業務実施上の工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営上のリスクに対して備えがあるか。(クレーム対応、業務管理等)</li> <li>・その他評価に値する提案</li> </ul>
<p>業務実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者及び人員が適切に配置されているか。また、連合体の場合は、各法人の役割分担と責任範囲が明確となっているか。</li> </ul>



資金及び収支計画 ・資金調達計画 ・事業収支計画	・事業が確実に実施される見込みがあるか。 ・継続的に事業実施可能な計画となっているか。
業務遂行能力 ・資力 ・信用力 ・債務返済能力	・事業に必要な資金が既存の事業活動の中で生み出せているか。 ・保証金を預託できる能力があるか。 ・過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。 ・提案事業にかかる債務を負担しうる能力があるか。
5 千葉市の費用負担 【配点:20点】	
(1) 施設撤去・整備	市が負担する施設撤去・整備に係る費用について評価する。
(2) 維持管理	市が負担する維持管理に係る費用について評価する。
6 料金提案 【配点:10点】	
使用料提案	公園使用料の総額について評価する。

(2)提案審査採点表 評価様式B

#### 4 ヒヤリングの実施

選定委員会では、提案審査の際に必要なに応じて事業者に対してヒヤリングを実施することがあります。また、ヒヤリングは、選定委員会が必要とした応募者に対して行うものであり、必ずしもすべての応募者に対して行うものではありません。

ヒヤリングに際しての注意事項や日程など、詳細については、別途対象者に通知します。

#### 5 最優秀提案及び事業予定者の決定等

選定委員会では、提案審査の結果、最高得点者であって、かつ、70点以上得点した1事業者の提案を最優秀提案とします。なお、得点が同点の場合は、公園使用料の提案額が高いほうを上位とします。

本市は、最優秀提案をした応募者を事業予定者として決定します。

事業予定者が辞退または失格要件に該当した場合は、当初の選定から1年以内に限り、70点以上得点した者のうち、次に高い得点者を繰り上げて事業予定者とします。

なお、提案をした全ての応募者の得点が70点に満たなかった場合、選定委員会では最高得点者に対してヒヤリングを行い、事業提案書の内容について修正が可能であれば、修正していただいたうえで、70点相当の評価が得られた場合は、当該提案を最優秀提案とします。

ただし、修正しても70点相当の評価を得られない場合は、最優秀提案とせず、事業予定者はなしとします。

#### 6 審査結果の通知及び公表

審査結果については、すべての応募者へ書面により通知(連合体で応募した場合は、申し込

み代表者に通知)するとともに、千葉市緑政課ホームページにおいて事業予定者名を公表します。

なお、審査内容及び結果に対する問い合わせ並びに異議等については、一切応じません。

## 第7 基本協定等に関する事項

### 1 事業提案の内容修正

事業予定者が事業提案した内容は、これを確約するものではありません。必要に応じて修正等していただくことがあります。

### 2 基本協定の締結等

事業予定者は、市からの選定通知後速やかに、事業内容について市と協議を行い、事業の基本的事項(事業計画やスケジュール、管理運営条件等)を定めた基本協定を締結していただきます。

基本協定の内容は、「資料6 基本協定書(案)」を基本とします。

### 3 設置許可申請の手続き等

- (1) 事業者は基本協定に基づき工事着手前に、設置許可申請の手続きを完了していただきます。
- (2) 設置許可申請にあたっては、公園使用料及び保証金をお支払いいただきます。ただし、許可された施設の供用開始までの間の許可使用料は徴収しません。
- (3) 工事施工にあたり稲毛海浜公園検見川地区以外の区域を占用使用する場合は、事前に市へ占有許可申請の手続きをし、所定の占用料をお支払いいただきます。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により施設が開業されない場合は、許可を取り消します。また、この場合、公園使用料は返還いたしません。
- (5) 施設完成後、事業期間中に事業から撤退する場合は、事業者がレストランの施設・設備等を撤去のうえ原状回復することとします。なお、原状回復がなされなかった場合、保証金は返還いたしません。ただし、施設の取扱いについて、市との協議により合意に達した場合は、この限りではありません。

## 第8 照会窓口(業務担当課)

千葉市都市局公園緑地部緑政課

郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティセンター9階

電話番号 043-245-5774

Fax 番号 043-245-5885

E-mail [ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp](mailto:ryokusei.URP@city.chiba.lg.jp)

**【添付資料】**

応募様式1～11

別紙1 リスク分担表

資料1 位置図

資料2 稲毛海浜公園検見川地区平面図(袖ヶ浦第1緑地含む)

資料3 地下埋設図

資料4 サイクリングセンター平面図、立面・断面図、矩形図、基礎伏図、地質調査データ

資料5 設計・整備に関する要求水準書

資料6 基本協定書(案)

資料7 ヨットハーバー駐車場データ

資料8 路線バス時刻表

資料9 稲毛海浜公園施設利用数

評価様式A 基礎審査評価表

評価様式B 提案審査採点表